

看護職員確保対策総合施設整備事業				
事業名	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助金の額
看護師等養成所施設整備事業	看護師等養成所を開設しようとする医療法人、社会福祉法人、学校法人、その他知事が認める者	看護師等養成所の新築、増築、改築に要する工事費又は工事請負費	0.5	<p>補助金の交付額は次により算出するものとする。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 次の表に定める基準面積に基準単価を乗じた額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 (2) (1)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に補助率を乗じた額を補助額とする。</p> <p>基準面積 学生定員×2.0㎡(上限) (准看護師課程の場合は、学生定員×1.7㎡(上限))</p> <p>基準単価 (上限) 構造別 1㎡当たり単価 鉄筋コンクリート 123,100円 ブロック 106,800円 木造 123,100円</p> <p>(3) その他 ① 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。 ② 建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。 ③ 予算の範囲内とする。</p>
助産所等施設整備事業	「院内助産所」又は「助産師外来」を設置しようとする産科を有する病院又は診療所(自治体立を除く)及び助産所を開設しようとする「助産師」、その他知事が認める者	院内助産所・助産師外来および助産所の設置に必要な新築、増改築又は改修に要する工事費又は工事請負費	0.33	<p>補助金の交付額は次により算出するものとする。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 次の表に定める基準面積に基準単価を乗じた額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 (2) (1)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に補助率を乗じた額を補助額とする。</p> <p>基準面積 3.0㎡(上限) 基準単価 (上限) 構造別 1㎡当たり単価 鉄筋コンクリート 151,900円 ブロック 132,600円 木造 151,900円</p> <p>(3) その他 ① 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。 ② 建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。 ③ 予算の範囲内とする。</p>
助産所等設備整備事業	「院内助産所」又は「助産師外来」を設置しようとする産科を有する病院又は診療所(自治体立を除く)及び助産所を開設しようとする「助産師」、その他知事が認める者	院内助産所、助産師外来および助産所の設置に際して必要となる1品あたりの価格が10,000円以上の医療機器等の備品購入費	2/3以内	<p>補助金の交付額は次により算出するものとする。 ただし、補助金の交付は、予算の範囲内とする。</p> <p>(1) 次の表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 (2) (1)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に補助率を乗じた額を補助額とする(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする)。</p> <p>基準額 1か所あたり3,811,000円</p>

看護職員確保対策総合施設整備事業

事業名	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助金の額
病院内保育所施設整備事業	医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者で地方公共団体を除く民間事業者、その他知事が認める者	病院内保育所の新築、増改築及び改修（既存の病院内保育所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費等	0.33	<p>補助金の交付額は次により算出するものとする。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 次の表に定める基準面積に基準単価を乗じた額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 (2) (1)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に既存病床数の割合による調整率（別途定める）及び補助率を乗じた額を補助額とする。</p> <p>基準面積 収容定員×5㎡（上限：30人） 基準単価（上限）構造別 1㎡当たり単価 鉄筋コンクリート 140,900円 ブロック 123,400円 木造 140,900円</p> <p>(3) その他 ① 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。 ② 建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。 ③ 予算の範囲内とする。</p>
看護師宿舎施設整備事業	看護師宿舎を整備しようとする病院又は診療所（公立及び公的団体を除く）の設置者	看護師宿舎の個室整備に伴う新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費	0.33	<p>補助金の交付額は次により算出するものとする。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 次の表に定める基準面積に基準単価を乗じた額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 (2) (1)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に既存病床数の割合による調整率（別途定める）及び補助率を乗じた額を補助額とする。</p> <p>基準面積 看護師1人あたり3.3㎡ 基準単価（上限）構造別 1㎡当たり単価 鉄筋コンクリート 169,500円 ブロック 148,100円 木造 169,500円</p> <p>(3) その他 ① 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。 ② 建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。 ③ 予算の範囲内とする。</p>
看護師勤務環境改善施設整備事業	看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりを整備しようとする病院（公立及び公的団体を除く）の設置者	看護職員が働きやすく離職防止につながる次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費（看護師詰め所、処置室、症例等検討会議室等）	0.33	<p>補助金の交付額は次により算出するものとする。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 次の表に定める基準面積に基準単価を乗じた額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 (2) (1)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に既存病床数の割合による調整率（別途定める）及び補助率を乗じた額を補助額とする。</p> <p>基準面積 1看護単位につき50㎡ 基準単価（上限）構造別 1㎡当たり単価 鉄筋コンクリート 151,900円 ブロック 132,600円 木造 151,900円 ナースコールを更新付設する場合は1㎡当たり114,200円を加算する。</p> <p>(3) その他 ① 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。 ② 建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。 ③ 予算の範囲内とする。</p>